

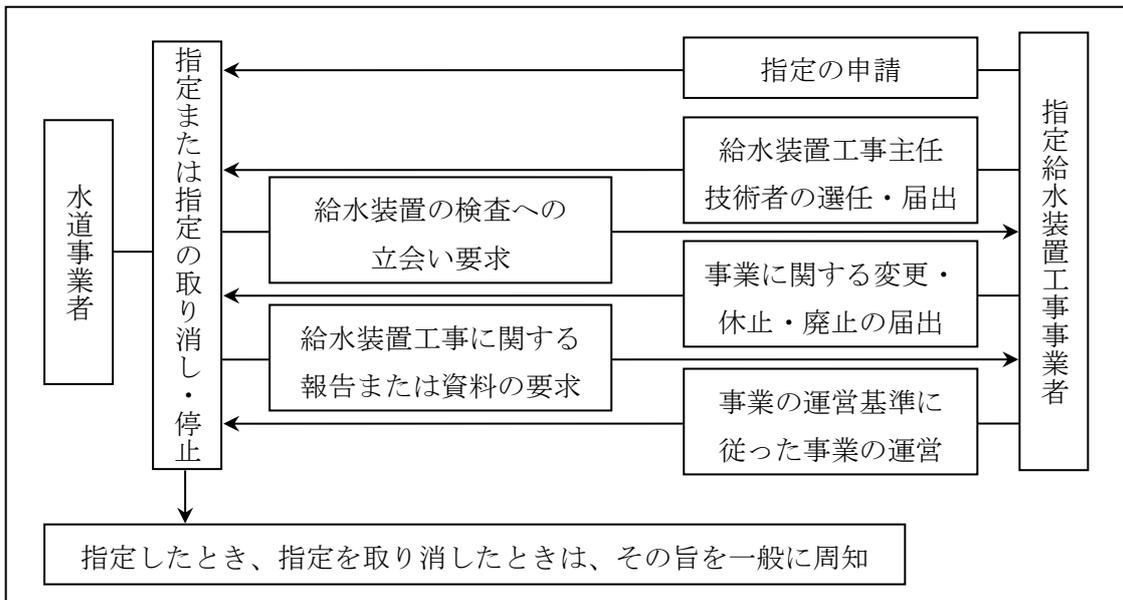
第2章 指定給水装置工事事業者

2.1 指定給水装置工事事業者制度

給水装置は、水道事業者の配水管に直結して設けられるものである。給水装置の構造及び材質が不適切であると、需要者への安全で良質な水道水の供給が損なわれるだけでなく、公衆衛生上の大きな被害が生ずるおそれがある。指定給水装置工事事業者制度は、給水装置工事により設置された給水装置の構造及び材質が、施行令（第6条）に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域内において給水装置工事を適切に施工することができるものと認められるものを指定する制度である。（法第16条の2）水道法の一部改正により、給水装置工事事業者の資質の維持、向上を図ることを目的とした、指定の更新制が導入された。指定の有効期間は5年とされ、期間内に更新を受けない場合は、その期間の経過によって、その効力を失う。（法第25条の3の2）

水道事業者は、指定の基準を満たす工事事業者から申請があれば指定しなければならないこととしている一方、指定工事事業者については、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければならない。

【 図 2.1 水道事業者と指定給水装置工事事業者の関係 】



2.2 指定の要件（法第25条の3、指定工事事業者規程第5条）

1. 事業所ごとに主任技術者として選任される者を置く者であること。
2. 以下の機械器具を有する者であること。（施行規則第20条）
 - (1) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - (2) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - (3) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

(4) 水圧テストポンプ

3. 次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(4) 法第25条の11第1項(指定工事業者規程第8条第1項)の規定により指定を取消され、その取消の日から2年を経過しない者

(5) 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(7) 暴力団員が役員となっているもの

(8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

① 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

② 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者

③ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているもの

④ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの

⑤ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与しているもの

⑥ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有しているもの

(9) 法人であって、その役員のうち(1)～(8)までのいずれかに該当する者があるもの

2. 3 指定工事業者の責務(法第25条の8)

指定工事業者は、施行規則第36条の事業の運営の基準に従い、適正な給水装置工事の施工に努めなければならない。

1. 給水装置工事(施行規則第13条に規定する軽微な変更は除く)ごとに、選任した主任技術者のうちから、当該給水装置工事を施工する主任技術者を指名すること。

2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事又は配水管から給水管を撤去する工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切な

作業を行うことができる技能を有する者を当該工事に従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

※ 平成 23 年 8 月 30 日付厚生労働省水道課事務連絡において、『技能を有する者』を例示するよう連絡があった。この技能を有するものの例示は、次のとおりである。

- (1) 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）
- (2) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に規定する配管技能士
- (3) 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- (4) 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者（この講習は、平成 24 年度から「給水装置工事配管技能検定会」に変更した。）

なお、いずれの場合も、配水管への分水栓の取付け、配水管の穿孔、給水管の接合等の経験を有している必要がある。

3. 2. に該当する工事を施工するときは、あらかじめ水道事業者の承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。
4. 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
5. 次に掲げる行為を行わないこと。
 - (1) 給水装置の構造及び材質の基準（施行令第 6 条）に適合しない給水装置を設置すること。
 - (2) 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
6. 施工した給水装置工事（施行規則第 13 条に規定する軽微な変更は除く）ごとに、指名した主任技術者に、次に掲げる当該給水装置工事に係る記録を作成させ、その記録を作成の日から 3 年間保存すること。
 - (1) 施主の氏名又は名称
 - (2) 施工の場所
 - (3) 施工完了年月日
 - (4) 主任技術者の氏名
 - (5) 竣工図
 - (6) 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - (7) 給水装置の構造及び材質が施行令第 6 条の基準に適合していることの確認の方法及びその結果

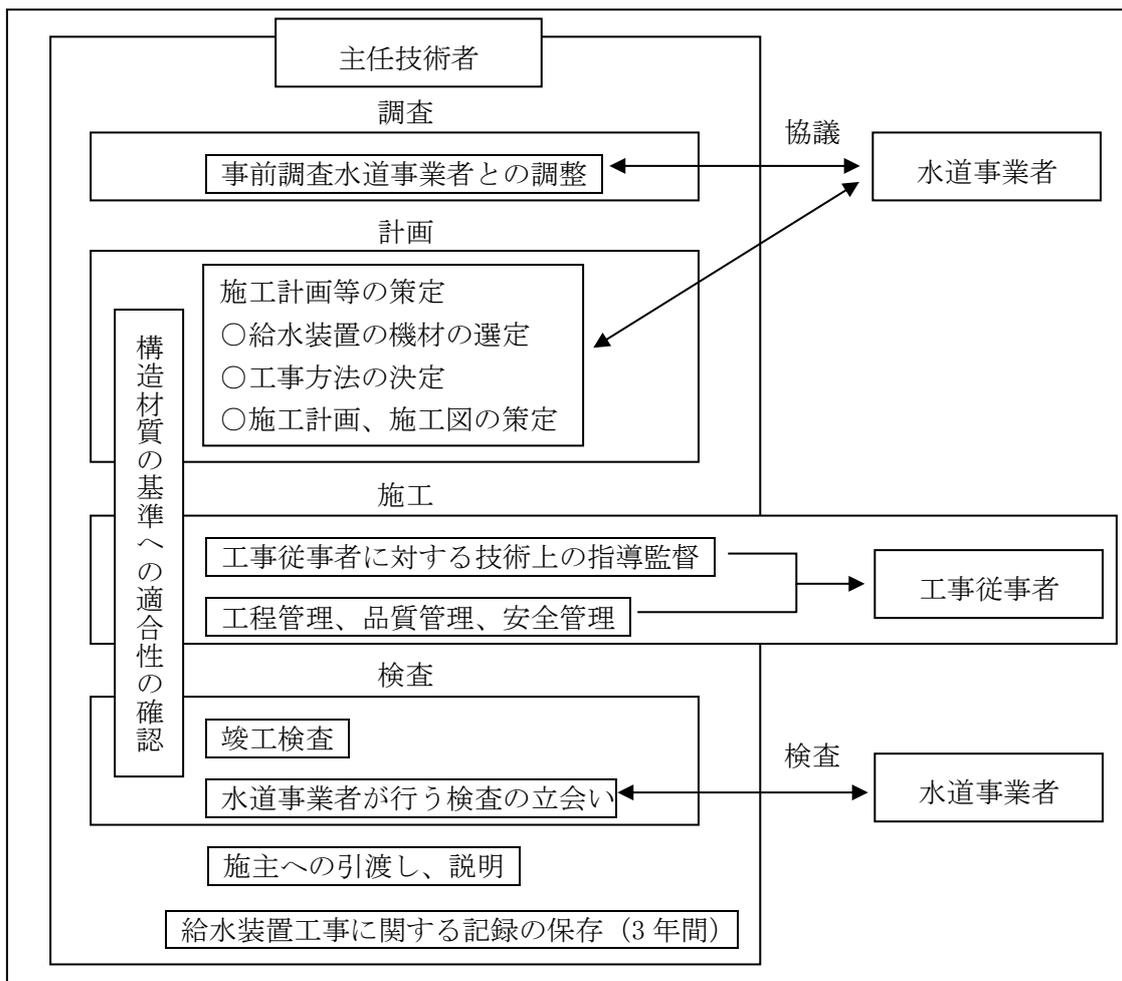
また、水道事業者から要求があれば、指定工事業者は、法第 17 条第 1 項に規定する給水装置の検査へ主任技術者を立ち合わせ、工事に関する必要な報告又は資料の提出をしなければならない。（法第 25 条の 9、同第 25 条の 10）

2. 4 主任技術者の職務

主任技術者は、個別の工事ごとに指定工事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行わなければならない。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第 6 条に定める基準に適合していることの確認
4. 給水装置工事に係る次の事項についての連絡調整（施行規則第 23 条）
 - (1) 給水管を配水管から分岐する工事を施工しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整
 - (2) (1) の工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工しようとする場合の工法、工期、その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - (3) 給水装置工事を完成したときの連絡

【 図 2.4 給水装置工事の各段階と主任技術者の職務 】



2. 5 主任技術者の役割

1. 主任技術者は、調査段階から検査段階に至るそれぞれの段階に応じて、給水装置工事の適正を確保するための技術の要として、構造及び材質基準や給水装置工事技術等の専門的な知識と経験を有していなければならない。
2. 主任技術者は、構造、材質基準に適合し、かつ、発注者が望む給水装置工事を完成させるために、新技術、新材料に関する知識の習得に努め多様な案件に対応し、供給規定に基づく工事内容の審査等の手続きを確実に実施しなければならない。
3. 主任技術者は、給水装置工事の施工に当たって、個々の現場の状況や必要となる工種に応じた工事計画の立案や品質管理を十分に行うとともに、給水装置工事に従事する従業員等に対して施工する給水装置工事に関する技術的な指揮監督を十分に行い、それらの関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。

2. 6 主任技術者に求められる知識と技能

1. 給水装置工事は、工事の内容が人の健康や安全に直結した給水装置の設置又は変更の工事であることから、給水装置の選択や工事の施工が不良であれば、その給水装置によって水道水の供給を受ける利用者のみならず、管理者の配水管への汚水の逆流の発生などにより公衆衛生上大きな被害を生じさせる恐れもあるので、衛生上十分な注意を要する工事である。
2. 給水装置工事は、布設される給水管や弁類などが地中や壁中に隠れてしまうので、施工の不良を発見することも、それが発見された場合の修繕も容易でないという特殊性がある工事である。
3. 主任技術者は、常に水道が市民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要であり、基準規程や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが求められる。
4. 給水装置工事は、現場ごとに発注者から目標品質が定められる「受注生産」であり、また「現場施工」であることなどの建設工事としての特殊性があり、個々の現場の状況や必要となる工種に応じた工事計画の立案や品質管理などを適切に行わなければならない。
5. 主任技術者には、調査段階から検査段階に至るまでのそれぞれの段階に応じて、次のような職務を確実に実施するための、様々な専門的な知識及び技能が求められる。

(1) 調査段階

① 事前調査

- ア. 給水装置工事の現場について十分な事前調査を行い、現場の状況に応じて適正な施工計画等を策定し、工事の難易度にあわせて熟練した技術者等を配置・指導し、工程管理・品質管理・安全管理などを確実に行わなければならない。

イ. 地形、地質はもとより既存の地下埋設物の状況等について事前調査を十分に
行い、それによって得られた情報を給水装置工事の施工に確実に反映させな
ければならない。

ウ. 事前調査においては、必要となる官公署等の手続きを漏れなく確実に
行うことができるように、給水条例等の他、関係法令等を調べると共に、法に
基づく給水装置の構造材質基準に定められた油類の浸透防止、酸・アルカリ
に対する防食、凍結防止などの工事の必要性の有無を調べることも必要と
なる。

② 管理者等との調整

ア. 管理者は法第 14 条に基づき、給水条例等を定めている。

イ. 給水条例等には給水区域内の需要者が行う給水契約の申込手続などを
定めている。

ウ. 給水装置工事を施工しようとするときは、管理者との間で、給水条
例及びそれに基づいて定められている規程などにより、給水装置工事の
施工の内容、計画等について、予め打ち合わせることが必要である。

エ. 道路の下の配管工事については、工事の時期、時間帯、工事方法など
について、予め管理者や道路管理者などの承認や指示を受けることが
必要である。

(2) 計画段階

① 給水装置の材料、機材の選定

ア. 給水装置工事の適正を確保するためには、構造材質基準に定められた
性能基準に適合した給水管や給水用具を使用することが必須である。

イ. 主任技術者は、給水装置の構造材質基準を熟知し、基準に適合して
いることが確認できる給水管や給水用具の中から、現場の状況に合う
ものを選択しなければならない。

ウ. 現場によっては、施主等から工事に使用する給水管や給水用具を
指示される場合があるが、それらが基準に適合していないものであれば
使用せず、使用できない理由を明確にして施主等と協議調整しなければ
ならない。

エ. 管理者の施設である配水管に給水管を接続する工事について、管
理者による使用機材・工法等の指示がある場合は、それに従わなければ
ならない。

オ. 管理者は、地震により被災した場合の応急復旧を迅速に行うことなど
を目的として、給水条例等において道路下の部分の給水管や給水用具の
構造材質を指定しているので、その指定に適合した製品を用いなければ
ならない。

② 工事方法の決定

ア. 給水装置工事は、給水管や給水用具からの汚水の吸引や逆流、外部
からの圧力による破壊、酸・アルカリによる侵食や電食、凍結などが生
じないように、構造材質基準に定められた給水システムに係る基準を
必ず満足するように行わなければならない。

イ. 弁類や継手、給水管の末端に設ける給水用具の中には、現場の条件によっては使用に適さないものもあるので、それぞれの仕様や性能、施工上の留意事項を熟知したうえで給水装置工事に用いなければならない。

③ 必要な機械器具の手配

ア. 給水装置工事には、配水管と給水管の接合、管の切断や接合、給水用具の給水管への取り付けなどの様々な工種がある。

イ. 使用する材料にも金属製品や樹脂製品など様々なものがあり、さらに金属や樹脂も、その種類によって施工方法は一様ではない。

ウ. 工種や使用材料に応じた適正な機械器具を判断し、施工計画の立案に反映し、現場の施工に用いることができるように手配等を行わなければならない。

④ 施工計画、施工図の策定

ア. 給水装置工事は、建築物の建築の工程と調整しつつ行うことになるため、事前調査の際に得られた情報などにに基づき、給水装置工事を無駄や無理のない段取りによって施工しなければならない。また、工事の品質を確保するうえで必要な給水装置工事の工程に制約が生じるようであれば、それを建築工程に反映するように協議調整しなければならない。

イ. 給水装置工事を予定の期間内で、迅速且つ確実に行うため、現場作業にかか
る前にあらかじめ詳細な施工計画、施工図を作成しておき、工事従事者に周知徹底しておくことなどの措置を講じなければならない。

(3) 施工段階

① 工事従事者に対する技術上の指導監督

ア. 給水装置工事は、様々な単位工程の組み合わせであり、それらの単位工程の中には難度の高い熟練した技術力を必要とするものもある。

イ. 主任技術者は、工種と現場の状況に応じて、工事品質を確保するために必要な能力を有する技術者などの配置計画をたてるとともに、それぞれの工事従事者の役割分担と責任範囲を明確にしておき、品質目標に適合した工事が行われるよう、随時工事従事者に対する適切な技術的指導を行わなければならない。

ウ. 配水管と給水管の接続工事や道路の下の配管工事については、適正な工事が行われなかった場合には水道施設を損傷したり、汚水の流入による広範囲にわたる水質汚染事故を生じたり、公道部分における漏水で道路の陥没などの事故を生じさせたりすることがあるので、十分な知識と熟練した技能を有する者に工事を行わせるか又は実地に監督させるようにしなければならない。

② 工程管理、品質管理、安全管理

- ア. 施工段階における工程管理及び品質管理は、主任技術者が職務として行う給水装置工事の技術上の管理のうち、根幹的なものである。
- イ. 主任技術者は、調査及び計画段階に得られた情報に基づき、また、計画段階で関係者と調整して作成した施工計画に基づき、最適な工事工程の管理をおこなわなければならない。
- ウ. 給水装置工事の品質管理は、工事の発注者に対して、あらかじめ契約書などで約束している給水装置を提供するために必要不可欠なものである。
- エ. 主任技術者は、職務として、給水装置の構造及び材質が基準に適合していることの確認を行わなければならない。そのためには、竣工時の検査の実施のみならず、自ら、又は信頼できる現場の工事従事者に指示することにより、工程ごとの工物品質の確認を励行しなければならない。
- オ. 工事の実施にあたっては、例えば配水管の穿孔を慎重に行って破損しないようにすること、給水管の管端から土砂が入らないようにすること、樹脂管接続箇所の接水部分に接着剤が付着しないようにすることなど、水の汚染や漏水が生じることがないように工事の品質管理を行わなければならない。
- カ. 工事を実施する上での安全管理も重要な職務である。安全管理は、工事従事者の安全の確保と、工事の実施に伴う公衆に対する安全の確保がある。後者のうち、特に道路の下の配管工事については、道路工事を伴うことから通行者の安全の確保及びガス管や電線、電話線などの保安について万全を期す必要がある。

③ 工事従事者の健康の管理

- ア. 水道は、人の飲用に適する水を供給するものであり、管理者は、浄水施設における消毒や職員の健康診断の実施など、水道水の衛生の確保には十分に注意を払いつつ配水している。
- イ. 給水装置は、管理者の配水管に直結して設けられるものであり、給水装置を流れる水は配水管の中の水と一体のものである。例えば主配管から分岐して便所に給水する部分の給水装置であっても、その中を流れる水は台所に給水される水と一体のものである。
- ウ. 給水装置工事の実施にあたっては、どのような給水装置の工事であっても、水道水を汚染しないように十分に注意しなければならない。
- エ. 主任技術者は、工事従事者の健康状況にも注意し、病原体がし尿に排泄される赤痢等の保菌者が給水装置工事に従事することにより水道水が汚染される等といった事態が生じないように管理しなければならない。

(4) 検査段階

① 工事の竣工検査

- ア. 主任技術者は自ら、又はその責任のもと信頼できる現場の工事従事者に指示することにより、適正な竣工検査を確実に実施しなければならない。
- イ. 竣工検査は、新設、改造、修繕、撤去等の工事を行った後の給水装置が、給水装置の構造材質基準に適合しているものになっていることを確認し、水道の利用者に提供するための最終的な工物品質確認である。
- ウ. 指定工事業者は、発注者の信頼を確保できてこそ業務を発展させられるものであり、適正な竣工検査の実施は、そのためにも重要な工程である。

② 管理者が行う検査の際の立会い

- ア. 管理者は、給水条例第7条第2項に基づき、日出後日没前までに、その職員をして当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査することができる。
- イ. 管理者は、検査を行う給水装置について給水装置工事を施工した指定工事業者に対し、その工事を施工した事業所の主任技術者を検査に立ち会いを求めることができる。
- ウ. この立ち会いの際には、主任技術者は、施工した給水装置工事の内容について管理者に説明し、給水装置が構造材質基準に適合していることについて管理者の了承を得ることになる。

2. 7 基準適合品の使用等

1. 平成9年3月の施行令改正等により、法第16条に基づく給水装置の構造材質基準が明確化、性能基準化された。
2. 給水装置に用いる給水管や給水用具の製造者は、自ら製造過程の品質管理や製品検査を適正に行い、構造材質基準に適合する製品であることを自ら認証すること（自己認証）が基本となった。
3. 指定工事業者は、給水装置工事に使用しようとする製品について、その製品の製造者に対して構造材質基準に適合していることが判断できる資料の提出を求めることなどにより、基準に適合している製品を使用しなければならない。
4. 給水装置に用いる製品が構造材質基準に適合していることを認証することを業務とする第三者認証機関によって、その認証済マークが表示されている製品もある。
5. 主任技術者は、指定工事業者が行う給水装置工事の責任者であり、施工した給水装置が構造材質基準に適合するようにするために、工事の技術上の管理や基準適合性の確認などの職務を確実に行わなければならないことが法に定められている。

6. 主任技術者は、給水装置の構造材質基準を熟知し、工事に用いようとする給水管や給水用具が基準に適合しているものであること、工事の実施方法が基準に適合した給水装置とするうえで適正なものであることについて技術的な判断を行わなければならない。
7. 仮に施主が使用を希望する給水用具であっても基準に適合していないものであれば、それが使用できないことについて施主に説明して理解を得なければならない。基準適合性が不明である場合には、厚生労働省告示に定められている試験方法による試験を行うことができる試験所や第三者認証機関などに製品試験を依頼することなどにより、科学的な判断を行わなければならない。
8. 給水装置工事には、配水管と給水管の接続、管の切断や接合、給水用具の給水管への取り付けなどの様々な工種がある。また、使用する材料にも金属製品や樹脂製品など様々なものがある。さらに金属や樹脂も、その種類によって施工方法は一様ではない。従って、主任技術者は、工種や使用材料に応じた適正な機械器具の種類を判断し、施工計画に反映するとともに、現場の施工に用いることができるように手配等を行わなければならない。

2. 8 指定工事業者による主任技術者への支援

1. 給水装置工事を適正に行い、法に基づく構造材質基準に適合した給水装置を施主に提供するためには、指定工事業者は給水装置工事の現場ごとに指名した主任技術者がその職務を十分に遂行できるようにしなければならない。
2. 主任技術者が資料に基づいて構造材質基準に適合していないことを指摘している給水用具について、指定工事業者が経営上の観点からその使用を強制するというようなことがあれば、主任技術者はその現場の給水装置を構造材質基準に適合させるようにすることが不可能になるので、このようなことがあってはならない。
3. 給水装置工事に従事する職員の配置や、使用する機械器具の手配についても、指定工事業者は主任技術者の職務が円滑に遂行できるように支援しなければならない。一方、主任技術者は常に技術の研鑽に努めることなどによって、現場の実情等の技術的情報を指定工事業者に十分伝わるように努める必要がある。

2. 9 給水装置工事記録の保存

1. 指定工事業者は、施工した給水装置工事の施主の氏名又は名称、施工場所、施工年月日、その工事の技術上の管理を行った主任技術者の氏名、竣工図、使用した材料の種類と数量、工程ごとの構造材質基準への適合性確認の方法及びその結果、竣工検査の結果についての記録を整理し、3年間保存しなければならない。

2. この記録については特に様式が定められているものではない。従って、管理者に給水装置工事の施工を申請したときに用いた申請書に記録として残すべき事項が記載されていれば、その写しを記録として保存することもできる、また、電子記録を活用することもできるので、事務の遂行にも都合がよい方法で記録を作成して保存すればよい。
3. この記録の作成は、施工した給水装置について指名された主任技術者に行わせることになるが、主任技術者の指導・監督のもとで他の従業員が行ってもよい。
4. 主任技術者は、上記の事項以外に、個別の給水装置工事ごとに、その調査段階で得られた技術的情報、施工計画の作成にあたって特に留意した点、配管上特に工夫したこと、工事を実施した配管技能者等の氏名、工程ごとの構造材質基準への適合に関して講じた確認・改善作業の概要などを記録に残しておくことが望ましい。そのような日常的な努力が技術力の向上につながる事となる。
5. 主任技術者は、給水装置工事を施工する際に生じた技術的な疑問点などについては、それが構造材質基準に適合させるために解決することが必要な事項ではないとしても、できるだけ早く確認したうえで、工事の技術力の向上に活用していくことが望ましい。

<MEMO>